

監理委託業務契約書（案）

委託者 清水 寛（以下「甲」という。）と受託者 （以下「乙」という。）
は、馬鈴しょ保冷貯蔵庫建設工事監理委託業務について、以下のとおり合意し、この契約
（以下「本契約」という。）を締結する

第1条（総則）

- 1 甲は、乙に対し、馬鈴しょ保冷貯蔵庫（以下「本建物」という。）の建設工事に関する仕様書記載の監理業務（以下「本業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。
- 2 甲及び乙は、日本国の法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。
- 3 乙は、建築士法、建築基準法その他本業務に関係する法令（以下「関係法令」という。）を遵守し、本契約に基づき、善良な管理者の注意をもって、誠実に本業務を行う。
- 4 甲及び乙は、業務についての疑義が生じた場合は、速やかに協議するものとする。

第2条（業務期間）

本業務の期間（以下「業務期間」という。）は、次のとおりとする。

令和7年 月 日から令和8年3月 日まで

第3条（情報の提供）

甲は、乙から求められた場合には、乙に対し、本業務遂行上必要となる情報を速やかに提供する。

第4条（進捗状況の報告）

乙は、甲から求められた場合には、甲に対し、本業務の進捗状況を速やかに報告する。

第5条（本業務に関する指示）

甲は、乙に対し、本業務に関し指示をすることができる。ただし、当該指示が関係法令に抵触し又は抵触するおそれがある場合には、乙は、甲に対し、当該指示の撤回又は変更を求めることができる。

第6条（業務の完了）

- 1 乙は、業務が完了した場合には、速やかに業務完了通知書及び業務報告書を作成し、甲に対し、内容を説明の上これを提出する。
- 2 甲は、業務報告書の内容に疑義がある場合には、乙に対し、速やかにその旨を通知し、対応について甲乙協議の上定めるものとする。

第7条（業務委託料）

- 1 甲は、乙に対し、本業務の対価（以下「業務委託料」という。）として
金 円（うち消費税 円）を支払うものとする。

- 2 甲は、業務完了通知書の受領後、乙が発行する請求書に基づき、業務委託料を乙の指定する口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。
- 3 甲の責めに帰することができない事由により本業務を完了することができなくなった場合又は本契約が完了前に解除された場合において、本業務によって甲が利益を受けるときは、乙は、甲に対し、甲が受ける利益の割合に応じて報酬を請求することができる。
- 4 前項の場合において、具体的な報酬額については、甲乙協議の上定めるものとする。

第8条（本業務の追加・変更等）

- 1 甲は、乙との合意により、本業務の内容を追加又は変更することができる。
- 2 甲が、前項に基づき本業務の内容の追加又は変更をした場合には、乙は、甲に対し、理由を明示の上、必要と認められる業務期間の変更、業務委託料の変更及び乙が損害を受けた場合にはその賠償を請求することができ、具体的な変更の内容、賠償額については、甲乙協議の上定めるものとする。

第9条（業務期間の延長及び業務委託料の増額）

乙の責めに帰することができない事由により業務期間内に本業務を完了することができない場合には、乙は、甲に対し、理由を明示の上、業務期間の延長又は業務委託料の増額を請求することができ、具体的な延長の期間、増額の金額については、甲乙協議の上定めるものとする。

第10条（成果物に関する担保責任）

- 1 甲は、乙が履行した業務が本契約の内容に適合しないものであるとき（以下「契約不適合」という。）は、甲の選択に従い、乙に対し、直ちに以下の請求をすることができる。ただし、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。

（1）履行の追完の請求

（2）契約不適合の程度に応じた業務委託料の減額請求

（3）履行の追完の請求に代えて又は当該請求と共にする損害賠償の請求

- 2 前項本文の場合において、甲は、乙に対し、次条に定める損害賠償を請求することを妨げられない。
- 3 乙が履行した業務に契約不適合がある場合において、甲が、業務完了の時から3年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その契約不適合を理由として、本条第1項の規定による請求、本契約又は法令の規定による損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。

第11条（損害賠償責任）

本契約に定めるほか、甲及び乙は、相手方がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、民法の定めに従い、相手方に対し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

第 12 条（再委託）

- 1 乙は、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、本業務の遂行上必要と認められる場合で、事前に甲の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
- 2 前項ただし書により、乙が本業務の全部又は一部を第三者に再委託した場合でも、乙は本契約上の義務を免れ得ないものとし、当該第三者が本契約上の義務を履行しないことにより甲に損害が生じたときは、乙は、甲に対し、その損害の一切を賠償しなければならない。

第 13 条（解除）

- 1 甲又は乙は、相手方が本契約に違反し、催告後 30 日経過しても是正されない場合には、本契約を解除することができる。
- 2 甲又は乙は、相手方に次の各号に定める事由の 1 つが生じたときは、直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 支払の停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき
 - (2) 合併によらず解散したとき
 - (3) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは任意競売の申立て、又は租税等の滞納処分を受けたとき
 - (4) 電子交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (5) その他財産状態が悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき
- 3 前二項に定めるほか、甲又は乙がその債務を履行しない場合は、相手方は、民法の定めに従い、本契約を解除することができる。

第 14 条（期限の利益喪失）

甲又は乙は、前条第 2 項各号の一に該当する場合には、当然に期限の利益を喪失し、直ちに相手方に対し残債務を全て履行しなければならない。

第 15 条（権利義務の譲渡禁止）

甲及び乙は、本契約によって生じる一切の権利・義務を、相手方の書面による事前の承諾なくして第三者に譲渡等してはならない。

第 16 条（秘密保持）

- 1 甲及び乙は、本契約の存在及び内容、並びに本契約の締結及び履行に関連して知り得た相手方の技術上又は営業上の情報（以下、併せて「秘密情報」という。）を、次項に定める場合を除き、相手方の承諾を得ない限り、第三者に開示し若しくは漏洩し、又は本契約の目的以外に使用してはならない。ただし、以下の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まれないものとする。
 - (1) 開示を受けた時に既に保有していた情報

- (2) 開示を受けた後、秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3) 開示を受けた後、相手方から開示を受けた情報に関係なく独自に取得し、又は創出した情報
 - (4) 開示を受けた時に既に公知であった情報
 - (5) 開示を受けた後、自己に責めに帰し得ない事由により公知となった情報
- 2 前項の規定は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。
- (1) 情報を受領した者が、自己若しくは関係会社の役職員又は弁護士、会計士、税理士等法律に基づき守秘義務を負う者に対して、自己と同様の義務を負わせることを条件に、必要最小限の範囲で秘密情報を開示する場合
 - (2) 適用のある法令等又は金融商品取引所規則の定めに従って開示する場合
 - (3) 裁判所、行政機関又はその他の政府機関の命令又は要求に基づいて秘密情報を開示する場合
- 3 甲又は乙は、前項第2号又は第3号の規定に基づき秘密情報の開示を義務づけられた場合には、事前に相手方に通知し、開示につき可能な限り相手方の指示に従うものとする。
- 4 本条に定める甲及び乙の義務は、本契約の終了後3年間存続するものとする。

第17条（合意管轄）

本契約に関する一切の紛争は、釧路地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第18条（協議）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び本契約に関する解釈上の疑義については、誠実に協議の上、解決するものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 帯広市桜木町東4線102番地

清水 寛

乙